

各論点について

2020年8月7日

タイムビジネス認定センター長

伊地知 理

1. 認定業務の公表内容及び公表方法

現状(タイムビジネス信頼・安心認定制度)

- 公表方法
 - 運用規約※¹に基づき、日本データ通信協会のウェブページで公表
- 公表している項目
 - 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者
 - 認定に係る業務の種類(時刻配信業務、又は、時刻認証業務)
 - 住所
 - 認定日及びその更新日並びにその有効期間
- 課題
 - 認定を受けたタイムスタンプか否か識別することが困難
 - 人が閲覧することのみを想定したものであり、機械処理が困難
 - 業務効率化の観点で、認定タイムスタンプか否かの判断も自動的に機械処理することが必要

※¹ タイムビジネス信頼・安心認定制度 運用規約 第13条(認定事業者の登録)

協会は、登録簿を備え、認定事業者に係る次の事項を記載するとともに、記載の内容を協会のウェブページ等を通じて公表する。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者
- (2) 認定に係る業務の種類 (注:「時刻配信業務」又は「時刻認証業務」)
- (3) 住所
- (4) 第3条の認定の認定日及びその更新日並びにその有効期間

1. 認定業務の公表内容及び公表方法

電子署名法

• 公表方法

- 法令※²に基づき官報に掲載
- 参考)主務三省(総務省、経済産業省、法務省)のウェブページでも公表

• 官報に掲載している項目

- ①特定認証業務の名称
- ②当該業務を行う者の名称
- ③住所
- ④認定の年月日
- ⑤その効力を失う年月日
- ⑥発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数で変換した値

※² 電子署名及び認証業務に関する法律 第3章(特定認証業務の認定等)

第1節(特定認証業務の認定)

第4条(認定) 第3項:主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第2節(外国における特定認証業務の認定)

第15条(認定) 第2項:第四条第二項及び第三項並びに第五条から第七条までの規定は前項の認定に、第八条から第十三条までの規定は同項の認定を受けた者(以下「認定外国認証事業者」という。)に準用する。(後略)

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則

第15条(公示) 法第四条第三項(略)、法第十条第二項(略)、法第十四条第二項及び法第十六条第二項の公示は、官報で告示することによって行う。

1. 認定業務の公表内容及び公表方法

EU

• 公表方法

- 法令※³に基づき、
 - 加盟国毎にトラストリストとして公開
 - EUが各加盟国のトラストリストを集約しリストオブトラストリストとして公開
- いずれもマシンリーダブルな形式であり(必須)、加えてヒューマンリーダブルな形式での公開を行う場合もある(オプション)

• 公表している項目 (ETSI TS 119 612で詳細に規定)

- 公開場所(URL)、管理責任者、発行日等トラストリスト自体に関する項目
- 事業者名称、所在地、連絡先、情報公開場所(URL)等プロバイダに関する項目
- トラストサービスの種類、名称、デジタルID、認定状況等サービスに関する項目

※³ eIDAS規則 第22条トラストリスト

- 1.各加盟国は、適格トラストサービスプロバイダに関する情報及び自身が提供する適格トラストサービスに関連する情報を含むトラストリストを作成、保持、公開すること。
- 2.加盟国は、自動処理に適した形式の、1項で言及される電子的に署名又はシールされたトラストリストを、セキュアな手段で作成、保持、公開すること。
- 3.加盟国は、国家のトラストリストの作成、保持、公開に責任のある機関に関する情報と、そのリストが公開されている場所、トラストリストへの署名又はシールに利用された証明書及びそれに対する変更の詳細について、不当な遅延なく、委員会へ通知すること。
- 4.委員会は、自動処理に適した電子的に署名又はシールされた3項で言及される情報を、セキュアな手段で公衆が利用可能にすること。

1. 認定業務の公表内容及び公表方法

参考)ドイツのトラストリスト(XML形式)

This XML file does not appear to have any style information associated with it. The document tree is shown below.

```
▼<TrustServiceStatusList xmlns="http://uri.etsi.org/02231/v2#" xmlns:ns6="http://uri.etsi.org/01903/v1.4.1#" xmlns:ns5="http://ur
TrustedList/#" xmlns:ns2="http://www.w3.org/2000/09/xmldsig#" xmlns:ns4="http://uri.etsi.org/02231/v2/additionaltypes#" xmlns:ns
TSLTag="http://uri.etsi.org/19612/TSLTag" Id="TrustServiceStatusList-1">
▼<SchemeInformation>
  <TSLVersionIdentifier>5</TSLVersionIdentifier>
  <TSLSequenceNumber>91</TSLSequenceNumber>
  <TSLType>http://uri.etsi.org/TrstSvc/TrustedList/TSLType/EUgeneric</TSLType>
▼<SchemeOperatorName>
  <Name xml:lang="en">Federal Network Agency</Name>
  <Name xml:lang="de">Bundesnetzagentur</Name>
</SchemeOperatorName>
▼<SchemeOperatorAddress>
  ▼<PostalAddresses>
    ▼<PostalAddress xml:lang="en">
      <StreetAddress>Canisiusstr. 21</StreetAddress>
      <Locality>Mainz</Locality>
      <PostalCode>55122</PostalCode>
      <CountryName>DE</CountryName>
    </PostalAddress>
    ▼<PostalAddress xml:lang="de">
      <StreetAddress>Canisiusstr. 21</StreetAddress>
      <Locality>Mainz</Locality>
      <PostalCode>55122</PostalCode>
      <CountryName>DE</CountryName>
    </PostalAddress>
  </PostalAddresses>
  ▼<ElectronicAddress>
    <URI xml:lang="en">mailto:eIDAS@bnetza.de</URI>
    <URI xml:lang="en">https://www.elektronische-Vertrauensdienste.de</URI>
    <URI xml:lang="en">https://davedata.bundesnetzagentur.de/TL-Links/repository.html</URI>
  </ElectronicAddress>
</SchemeOperatorAddress>
▼<SchemeName>
  <Name xml:lang="en">DE:Trusted List, including information related to the qualified trust service providers which are supervi
```

← トラストリストの管理責任者名称(連邦ネットワーク庁)

← トラストリストの管理責任者住所(独マインツ)

← トラストリストの管理
責任者のメールアドレス、
リポジトリのアドレス

1. 認定業務の公表内容及び公表方法

参考)EUの提供するトラストリストブラウザ(1)

各加盟国のXML形式のトラストリストをビジュアルに閲覧することや横断的に検索することなどができる

Trusted List Browser
Tool to browse the national eIDAS Trusted Lists and the EU List of eIDAS Trusted Lists (LOTL).

European Commission > CEF Digital > eSignature > Trusted List Browser

Search a trust service by

- Type of service**
Search by type of trust service (e.g. time-stamping, certificate for e-signature) and country
- Name of trust service**
Search based on the name of a trust service
- Signed file**
Find the trust service that issued the signing certificate(s) contained in a file

Austria Issue date 2020-05-05	Belgium Issue date 2020-06-02	Bulgaria Issue date 2020-07-03
Croatia Issue date 2020-02-06	Cyprus Issue date 2020-07-21	Czech Republic Issue date 2020-06-22
Denmark Issue date 2020-06-17	Estonia Issue date 2020-04-07	Finland Issue date 2020-02-10
France Issue date 2020-07-10	Germany Issue date 2020-07-17	Greece Issue date 2020-06-12

<https://webgate.ec.europa.eu/tl-browser/#/>

例えば、ドイツをクリック(次のスライドへ)

1. 認定業務の公表内容及び公表方法

参考)EUの提供するトラストリストブラウザ(2)

CEF Digital
Connecting Europe

プロバイダの一覧が表示される。
さらに個々の詳細内容をドリルダウン可能

Trusted List Browser

Tool to browse the national eIDAS Trusted Lists and the EU List of eIDAS Trusted Lists (LOTL).

Menu ▾

European Commission > CEF Digital > eSignature > Trusted List Browser > Germany

Trusted List Germany

Trust service providers

プロバイダ名

トラストサービスの種類

プロバイダ名	トラストサービスの種類
D-Trust GmbH	QCert for ESig, QCert for ESeal, QWAC, QTimestamp
1&1 De-Mail GmbH	QeRDS
Bank-Verlag GmbH	QCert for ESig, QCert for ESeal, QWAC
Bundesnetzagentur	Cert for ESig, Cert for ESeal, Timestamp
Deutsche Post AG	QCert for ESig, QeRDS
T-Systems International GmbH	QWAC
medisign GmbH	QCert for ESig
Atos Information Technology GmbH	QCert for ESig
Bundesagentur fuer Arbeit	QCert for ESig, QTimestamp
Bundesnotarkammer	QCert for ESig, QTimestamp
DGN Deutsches Gesundheitsnetz Service GmbH	QCert for ESig, QTimestamp
Deutsche Telekom AG	QCert for ESig
exceed Secure Solutions GmbH	QTimestamp

Currently active trust service providers

A green arrow points from the 'D-Trust GmbH' entry in the list to the highlighted box above it.

1. 認定業務の公表内容及び公表方法

論点について

- 認定を受けたタイムスタンプかどうかをユーザ側で識別することができるための情報として、どのようなものが考え得るか。(例：業務(サービス)名、TSAの公開鍵証明書 等)
- それ以外に公開すべき情報として、どのようなものが考え得るか。(例：法人番号、事業者名 等)
- 以上の情報をトラストリスト(仮)として、総務省HPへ公開することで十分か。

1. 認定業務の公表内容及び公表方法

あるべき方向性

• 公表内容及び公表方法

- ユーザが認定タイムスタンプかどうかを識別できるように、TSAの公開鍵証明書等の一意にタイムスタンプサービスを特定可能な情報を公表することが適当ではないか
 - 従前より関係者から要望されている方法であり、EUのトラストリストと同様の方式
 - 当該TSA公開鍵証明書を特定できる認証局の証明書を公開する方式についても同等に扱うことが考えられる。
 - TSA公開鍵証明書を確実に特定する方法について技術的検討が必要。
- 法人番号、事業者名等の当該業務(サービス)に係る付属的な情報も公表することが適当ではないか。
- 公表内容をトラストリスト(仮)として、TSA公開鍵証明書等を総務省のHPへ公開することが適当ではないか
 - 参考)機械可読なトラストリストについては、今後、その仕様、維持管理の方法等、具体的な検討を行うことが必要。

2. 事業者として求められる要件

現状(タイムビジネス信頼・安心認定制度)

• 経営面の要件

- TSAに対して、経営面に関する基準等は設けていない
- TAAに対して、加入者(TSA)が事業者の経営の安定性を判断できる経営情報を開示※4することを規定している
 - TAAが予告なく停止した場合、時刻監査を受ける全てのTSAが停止し影響範囲が広い

• その他

- 国内に事業拠点が無い者、認定の取り消し・否認から一定期間を経過しない者について欠格条項※5を定めている

※4 タイムビジネス信頼・安心認定制度 時刻配信業務審査基準 (5)情報開示の基準

2. 加入者および加入者に関わる関係者への情報開示

加入者および加入者に関わる関係者に対して、運用規程の情報公開に加えて、必要に応じて以下の情報を開示すること

- ①問い合わせ窓口、②保持している時刻源とUTCとの時刻差情報、③時刻監査の実施結果、④サービス利用上の注意事項、⑤個人情報・機密情報の取扱い、⑥経営情報(経営の安定性を判断できる情報)

※5 タイムビジネス信頼・安心認定制度 運用規約 第8条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の認定を受けることができない。

- (1) 前条の規定に適合しない者(注記:国内に拠点を有していない者)、(2) 第十条第一項の規定(第十六条第三項において準用する場合を含む。)による否認の決定を受け、その決定の日から二月を経過しない者、(3) 第二十三条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

2. 事業体として求められる要件

電子署名法の要件

• 経営面の要件

- 認証局に対して、経営面に関する基準等は設けていない
- 調査機関に対して、調査の業務を適格かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎を求めている※6

• その他

- 禁錮刑や認定の取消し等から一定期間を経過しない者について欠格条項を定めている※7

※6 電子署名及び認証業務に関する法律 第4章(指定調査機関等)

第1節(指定調査機関)

第20条(指定の基準) 主務大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 調査の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。(後略)

※7 電子署名及び認証業務に関する法律 第3章(特定認証業務の認定等)

第1節(特定認証業務の認定)

第5条(欠格条項) 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第十四条第一項又は第十六条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

2. 事業者として求められる要件

放送法の要件

- 基幹放送の業務を行おうとする者の認定において、経理的基礎があることを規定している※⁸

電気通信事業法の要件

- 電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があることを求めている※⁹

民間制度の事例

- 情報銀行(経営面の要件)
 - 業務を健全に遂行し、情報セキュリティなど認定基準を担保するに足りる財産的基礎を有していること
 - (例)直近(数年)の財務諸表の提示(支払不能に陥っていないこと、債務超過がないこと)等
 - 損害賠償請求があった場合に対応できる能力があること
 - (例)一定の資産規模がある、賠償責任保険に加入している 等

※⁸ 放送法 第93章(認定)

基幹放送の業務を行おうとする者(略)は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

※⁹ 電気通信事業法 第119章(認定の基準)

総務大臣は、第一百七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。

- 一 申請に係る電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。(後略)

2. 事業者として求められる要件

EUの要件

• 経営面の要件

- 損害に対する責任のリスクに関して、国内法に従い、十分な財源の維持、または適切な債務保険を取得することを規定※¹⁰している

※¹⁰ eIDAS規則 第24条 トラストサービスプロバイダに対する要求事項

2. 適格トラストサービスを提供する適格トラストサービスプロバイダは以下を実施すること

(a),(b): 略

(c) 第13条による損害に対する責任のリスクに関して、国内法に従い、十分な財源の維持、及び/または適切な債務保険を取得する

(d)~(k): 略

第13条 責任と立証責任

1. トラストサービスプロバイダは、故意又は過失が原因の、本規則の義務への不準拠による自然人又は法人への損害に対して責任を負うこと。但し、第2項に該当する場合を除く。
非適格トラストサービスプロバイダの故意又は過失を証明する負担は、損害を主張する自然人又は法人の責任であること。適格トラストサービスプロバイダの故意または過失は、損害が自身の故意又は過失以外で生じたものであることを証明しない限り、適格トラストサービスプロバイダの故意又は過失によるものであるとみなされること。
2. トラストサービスプロバイダが顧客に対し事前に自身が提供するサービスの使用制限について正式に告知し、それらの制限が第三者にも確認できるものである場合は、示された制限を超えるサービスの使用により生じた損害については、トラストサービスプロバイダは責任を負わないこと。
3. 第1項及び第2項は、責任についての国内規則に従い適用されること。

2. 事業者として求められる要件

論点について

- 業務(サービス)を維持及び的確に遂行可能かどうかの基準として、財務状況等の要件を求める必要があるか
- 財務状況等を要件として求める場合、審査項目として規定することが適切か、欠格条項として規定することが適切か

2. 事業者として求められる要件

あるべき方向性

• 財務状況等の要件

- 電気通信事業法、放送法等の既存の制度も踏まえ、国の認定制度として整備するに当たっては、安定的な業務(サービス)の提供や確実な遂行が求められることから、経理的基礎を求めることが適当ではないか
 - 参考)タイムスタンプサービスの継続が困難になった場合、利用者は以下の対応が必要となる
 - 継続してタイムスタンプを利用するために他の事業者のタイムスタンプサービスへの移行
 - 取得済みタイムスタンプの検証に必要な情報の確保
- 経理的基礎を求めるに当たっては、柔軟な要件を定めることができる審査項目として規定することが適当ではないか

END

各論点について

タイムビジネス認定センター